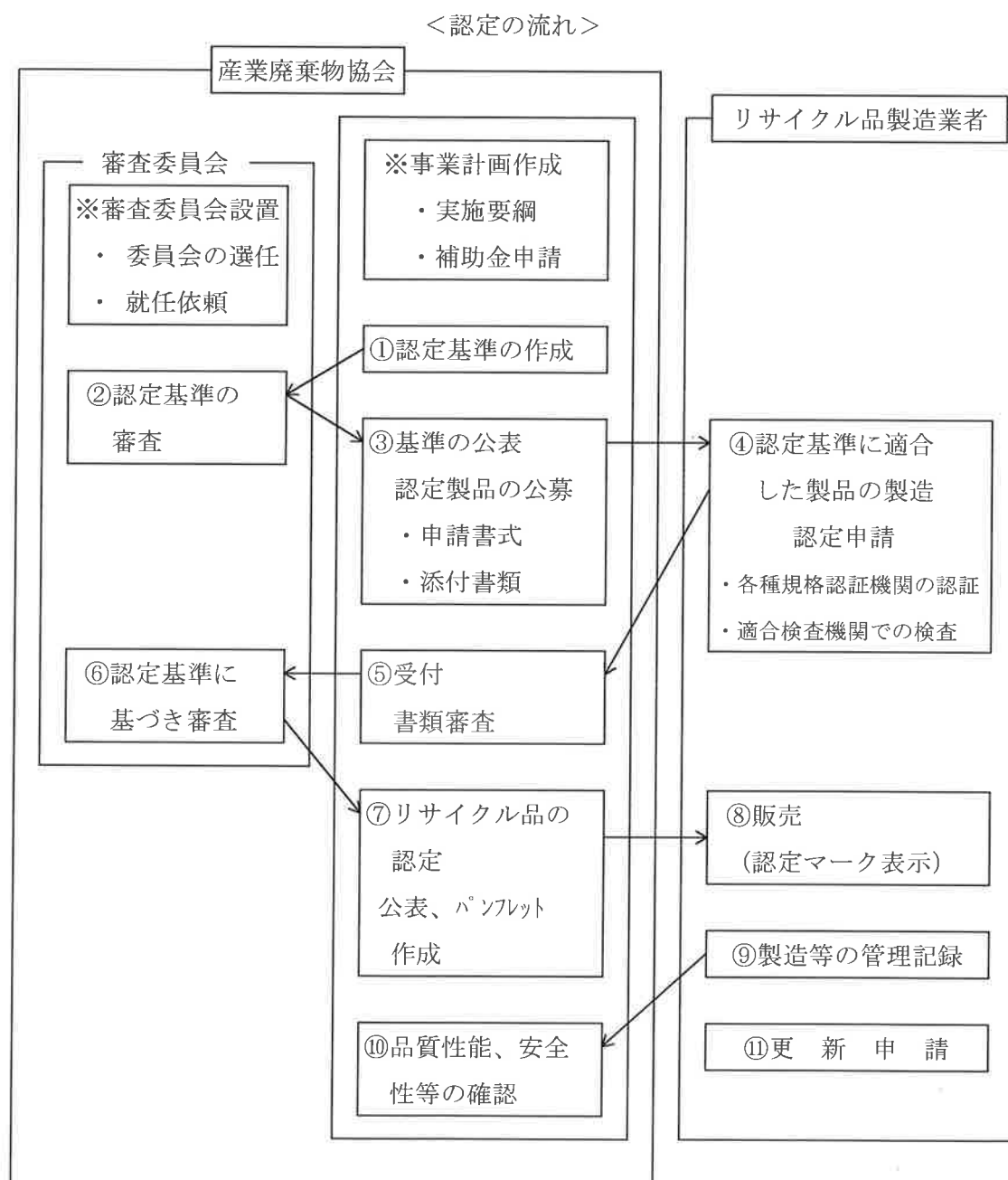


みやざきリサイクル製品認定制度の概要

1 制度の目的

一般社団法人宮崎県産業廃棄物協会(以下「協会」という。)では、平成22年度から廃棄物等の発生抑制及び資源の循環的な利用の促進並びにリサイクル産業の育成と振興を図り、循環型社会の形成に資することを目的に、品質安全性等について一定の要件を満たすリサイクル製品の認定を協会が行い、その利用促進を図るために本制度を創設しました。

認定制度に係る一連の流れは、次の図のとおりです。



2 認定要件

- (1) 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている県内の事業所で、製造されていること。
- (2) 県内で発生した循環資源を原料の全部又は一部として製造されていること。
- (3) 原料調達、製造、販売、廃棄等において関係法令が遵守されていること。
- (4) 認定申請時において、既に販売され、又は申請から6月以内に販売されることが確実であること。
- (5) 安全性、品質及び循環資源の利用割合について、認定品目ごとに協会が別に定める認定基準を満たしていること。

3 認定基準

認定対象製品には、認定基準として次の3項目の基準が定められており、それぞれの基準を満たす必要があります。

- (1) 安全性 (2) 品質 (3) 循環資源の利用割合

※ 認定基準の詳細は、「みやざきリサイクル製品認定制度実施要綱」6～7ページを参照してください。

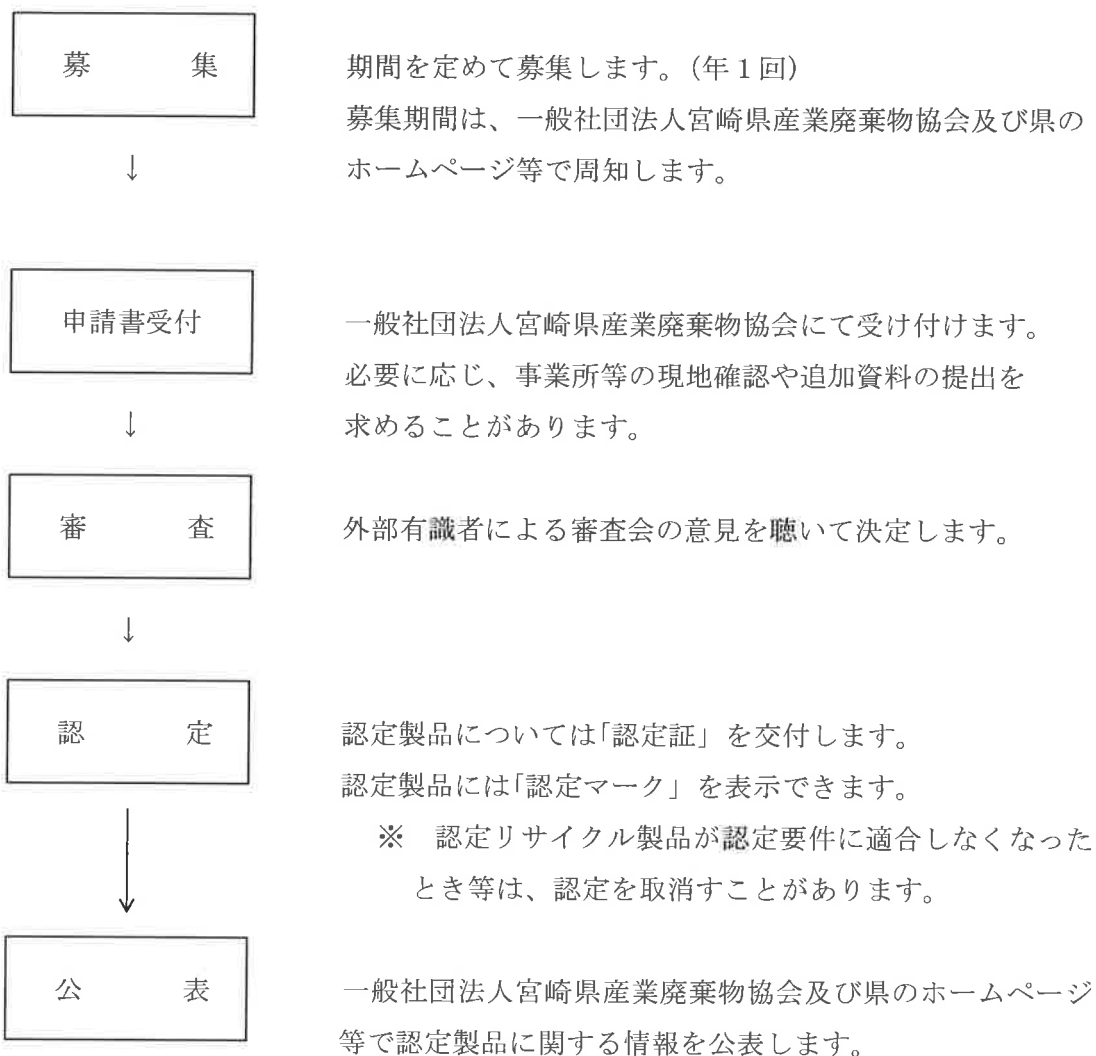
4 認定製品

2の認定要件を満たした廃棄物を再生利用して製造を募集し、認定します。

(例)

- ① 土木建築資材
 - ・ スラグを原料にしたアスファルトコンクリート、コンクリート二次製品等
 - ・ コンクリートくずを原料にした骨材、路盤材等
 - ・ 上下水汚泥を原料にしたレンガ等
- ② 農業用資材
 - ・ 廃木材を原料にしたおが粉等
 - ・ バーグ肥料等
- ③ 日用品
 - ・ 古紙を利用したトイレトペーパー、フラワーポット等

5 認定の手続き



6 認定事業者の責務

- (1) 認定事業者は、認定製品の品質、安全性等を維持するため品質管理計画を作成し、その計画に基づき認定要件への適合状況を定期的に確認しなければなりません。
- (2) 認定製品の流通、販売過程において、消費者等との間で認定製品の品質、安全性等に関する問題が発生したときは、直ちに一般社団法人宮崎県産業廃棄物協会に報告するとともに認定事業者が自らの責任においてその処理を行わなければなりません。
- (3) 認定業者は、各年度の4月30日までに、前年度の認定製品の販売実績をみやざきリサイクル製品販売実績報告書(第7号様式)により報告しなければなりません。